

JET Report

ジェット レポート

2

summer

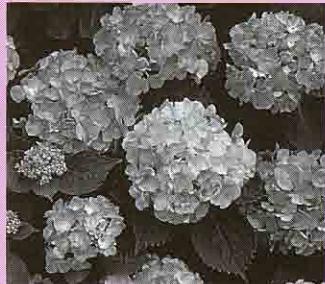


財団法人 日本電気用品試験所

Japan Electrical Testing Laboratory, INC.

CONTENTS

FOUR SEASON／季語
花



●紫陽花
紫陽花の醸せる暗さよりの雨
桂 信子

俳句歳時記によると紫陽花(あじさぬ)は夏の季語。七変化(ななへんげ)、四葩(よひら)とも呼ばれ、梅雨時の代表的な花といえる。うつとうしい雨の日は、つい出不精にさせられるが、この紫陽花の花だけは別もの。時期になれば近所の境内まで、傘を差しながらでも足をのばす…という気にさせる。そのかわり、かんかん照りの午後などに出会うと、なんだか“見てはいけないもの”を見てしまったような想いがして、少しがっかりしたりするのだ。

この花の盛りは、いかにも豊饒に花をつけるが、花弁に見えるのはじつは「がく」で、花はその中心に細かい粒のようになっている。敗く、というほどのことでもないのだが、白っぽく開き始めた花が少しずつ薄青色が勝り、気がつくと薄紅色に変っている。この移り変る様子はなんとも意味あり気で、人に例える色気すら感じさせてくれる。鎌倉の『あじさい寺』のように、群生する様も見事だが、通り抜けた横丁の路地などで出くわした時の印象が、強く残ったりするものだ。

FOUR SEASON

季 語—花

1

SPECIAL EDITION

歐州におけるEU指令と、
指令への適合を示すCEマーキング
—低電圧指令とEMC指令について—

2

JET SPECIAL

●最新情報シリーズ
「技術基準国際整合化作業
進行状況について」

5

INSPECTION

JET TOPICS
●JETの海外活動
●中国のCCICと協定締結

8

INTRODUCTION

〈JET認証サービスの現状〉
JET認証サービスに係る海外認証機関との提携

9

INSPECTION

〈テスト情報〉
一般誌でも盛んな『商品テスト』情報の掲載

10

INVITATION

「今なぜIECなのか」
—知っておきたい各委員会の現況—

11

ENQUETE

読者からのアンケートの集計

12

〈奥付・編集後記・次号のお知らせ〉

欧洲におけるEU指令と、指令への適合を示すCEマーキング —低電圧指令とEMC指令について—

＜背景：欧州市場統合の動き＞

欧洲を広く一つの共同体として見よう…という思想は、欧洲の人々に以前からあり、その具体的な動きとしては欧洲共同体EC(European Community)における1957年のローマ条約、第100条の「共通市場の創設」に見ることが出来ます。

これがさらに1987年の欧洲議定書による第100a条の追加などにより、人、物、サービス、金融資本の欧洲各国間の自由な移動を推進し、またその妨げとなる障壁を撤廃する目標を示すなど、一層進展してきています。1993年11月には通貨統合、共通防衛、選挙権・被選挙権等の各種の事項を含む欧洲連合条約(マーストリヒト条約)が発効、欧洲共同体ECを欧洲連合EU(European Union)と改称し、各国の批准を得て、現在通貨の統合化等が万難を乗り越えながら進められています。

欧洲に旅行された方で経験された方もおられるでしょう。EU内のある国で買い物をし、EU内の他の国から日本に帰る場合、買い物の免税のための還付金の受け取りは、購入した国でなくEU内から日本に出る最後の国で行われる…という手続きは既に行われています。これは、シェンゲン条約という「人の自由移動を保証する条約」の関連として実施されているのです。

このようにEUの市場統合は、市場規模の拡大、人、物、サービス、金融資本の流動性の向上、購買力の上昇などによるEU経済の活性化と強化等をねらいとして、着々と進められてきました。

こういった状況を背景にEU指令とCEマーキングも、市場統合に対して技術的な面から重要な役割を果たしており、ここでは、機器の安全性に関する「低電圧指令」とEMCに関する「EMC指令」について概要をご説明します。(EMCの用語の説明は、EMC指令のところにあります。)

＜EU指令の役割と経緯＞

EU指令は、EU理事会(Council)がEU各國宛に発行する指令(Directive)ですが、EU規則(Regulation)と異なり、直接、各國宛に法的な強制力を持つものではありません。各國でEU指令に対応して、その事項に関する自國の法令を発行することにより効力を発します。

これによって各國は、全体的には指令に整合させる義務を負いながら、自主的に自國の事情を整合させて行く手順を取ることができ、各國の自主性を失うことなく全体のベクトルあわせと統合化が達成されることになります。

EU指令の内容は、1985年のEU閣僚理事会の決議を境にして大きく変わりました。それまでのEU指令は限られた対象機器ごとに、全般的な要求事項の記載と合わせ、技術基準も含んだ規則と規格が併合されたような構成が主でした。

しかし1985年5月の閣僚理事会決議による、通称ニューアプローチにより～

- * 指令の内容は、指令の目的とする「基本的な要求事項」(Essential requirements)のみとし、技術基準を含まないこととする。
 - * 指令の目的に合えば、対象機器の範囲は限定せず出来るだけ広くする。
 - * 欧州委員会が指定した規格作成団体(CEN,CENELEC,ETSI)で欧洲規格ENを制定する。
 - * 欧州委員会で正式に採用した欧洲規格を公報(Official Journal)で公表し、その規格に適合する場合は、指令の基本的な要求事項に適合すると見なす。
 - * 欧州規格への適合は強制するものではない。
- ～となり、いわば規則と規格が別々になりました。

＜EU指令への適合：適合評価制度とCEマーキング＞

指令への適合は？…と言えば、1985年決議後の指令では「基本的な要求事項」のみを記載していますので、この場合「基本的な要求事項」に適合する、と言うことになります。

CEマーキングは、指令への適合を示すものですので、この結果CEマーキングは、その指令の目的とする「基本的な要求事項」に適合していることを示す表示ということになります。

一方、「公表された欧洲規格ENへの適合は指令に適合していると見なす」また「欧洲規格への適合は強制ではない」等のニューアプローチの決議から、規格の選定は自由ということになっています。

では、これらを前提として～

- * 欧州規格に適合しているかどうかを、どう判断するのか。
 - * 他の規格を選定したとき、それが指令の「基本的な要求事項」に適合しているかどうかをどう判断するか。
 - * 対象機器カテゴリによって適合の方法やレベルを変える必要はないか。
 - * 欧州では、パンヨーロッパの考えとともに自主的な対応を主とする考えがあるが、他の国々からの機器も考慮に入れた場合すべて自主対応でよいのか。
- ～等々、適合に関する方法の検討が必要となり、1989年には総合的な適合評価に関する制度を含むEU閣僚理事会決議（通称グローバルアプローチ）がなされ、CEマーキングを表示すると共に、適合させる方法を種々に分類（モジュール）する仕組みを導入することとなりました。1993年には製造者の自主対応、型式試験、EN29000シリーズによる品質保証、第三者による認証などの要否を、場合によって選択できるようモジュール（A～H）に詳細に分類して、CEマーキングの表示を義務づけた適合評価制度に関する理事会決定文書が発行され、現在施行されています。

＜低電圧指令（LV Directive） 73/23/EEC、93/68/EEC＞

この指令は、電気機器の安全性（人に対する安全性の他、家屋や家畜に対する損害・被害を避けることを含む）に関するもので、1973年2月付けで発行されました。（50Vac～1000Vac、75Vdc～1500Vdcにおいて動作する機器を対象にしています。）

この指令は、1973年に発行されたものですが、対象機器を個別の機器に限定せず、低電圧電源で動作する機器を広く対象にしていること、また技術基準を含まず安全性の「基本的な要求事項」のみを記載している、といった点で画期的なものであり、その12年後の1985年に出されたニューアプローチのひな型といわれるものです。1993年の93/68/EECにより、1997年1月1日からCEマークの表示が義務づけられることになりましたが、それまでの古い1973年の指令への全般的な適合方法は、次の通りでした。（なお、古い低電圧指令は、当時欧州市場統合の動きが最近よりも緩やかであったこともあり、この指令の各国での安全法への採用が遅い国もあり、1970年代の後半にようやく導入した国もありました。）

* 機器販売国の安全法に適合すること。その方法として～

- (1) 安全法の目的とする「基本的な要求事項」に製造者が自主的に適合させる。（根拠のデータも保有する。）
または…
- (2) 販売国の安全法に対応すると認められる販売国の安全規

格に、製造者が自主的に適合させる。（根拠のデータも保有する）または…

- (3) 安全規格への適合宣言を行う。または…
- (4) 販売国の認可試験所において、当該安全規格への適合確認のための試験を受ける。その試験所の認可マークを表示するかどうかは自由である。

～等でした。つまり適合方法として、原則「または(or)」で、強制的にどんな場合でも表示を義務づけるマーキングはありませんでした。

これが、1995年から2年間の猶予期間の後、1997年1月1日から実施され、93/68/EECによってCEマーキングが義務づけられました。この新しい低電圧指令での適合方法は～

- (1) 低電圧指令に基づく機器販売国のお安全法（実質、低電圧指令の内容に整合しているのが原則）の基本要求事項に適合させる。

この場合、適合モジュールはAであるので低電圧指令に関連して「公表された安全に関する欧州規格EN」に、製造者が自主的に適合させる。（根拠のデータも保有する。）

製造者の任意により「公表された安全に関する欧州規格EN」への適合試験のため、EU内でEN45000を基本とし有資格として認められた試験所(Competent body)またはEU公認機関(Notified body)の試験所、または第三者確認のため信頼のおける試験所（例えば、国際的なIECEEのCB試験所）にて規格適合試験を受ける事により適合を確認する方法もある。ただし、その試験所の認可マークを表示するかどうかは自由である。

あるいは「公表された欧州規格」を完全に適用しない場合は、（モジュールAaとなる）、有資格試験所(Competent body)にてEU低電圧指令の「基本的な要求事項」への適合試験を受ける方法もある、および……

- (2) 指令の「基本的な要求事項」への適合宣言を行う、および…

- (3) CEマーキングを表示する。

～等々であり、相違点としては、原則「および(and)」になり、マーキング（CE）表示の義務が追加された点です。

したがって従来から低電圧指令への対応をしてきている機器については、CEマーキングをし適合宣言を行えば、対応法にそれほど大きな相違はないと考えられます。

「公表された欧州規格」の例を表1に示します。

＜EMC指令（EMC Directive） 89/336/EEC、92/31/EEC、93/68/EEC＞

この指令は、1985年5月に発行されたEMC（電磁両立性）に

関するものです。1996年1月1日から実施されました。

EMC(電磁両立性)とは、「機器からの電磁妨害の発生(emission)の抑制と、電磁妨害に対する機器の耐性(immunity:妨害によって機器の動作が乱されない性能)の向上を行うことによって、電磁妨害を発生する側の機器と妨害を受ける側の機器の両方が協調して問題なく存在できる状況」と理解されています。

近年の電子・電気機器の増加と、電磁波の広範な分野にわたる利用の拡大によって、各種の電磁現象と機器に関わる問題も増加することが懸念され、これに対処するためこの指令が発行されました。したがって、電磁妨害の発生と耐性に関する対策が指令の「基本的な要求事項」の中に含まれます。

指令への適合方法は、指令の第10条により、次の通りです。

(1) 無線通信機の場合は特別な方法が必要です。

適合モジュールがBおよびCとなり、これにより、

* EU公認機関(Notified body)によるEU型式承認を取得する。および…

* EU型式承認の件及び指令の「基本的な要求事項」に対する適合宣言書が必要、および…

* CEマーキングを行う、さらに…

* 各国毎に承認を取得する。

* テレコム回線の場合は、TTE指令への適合が必要。

(2) その他機器全般については、

* 「公表された欧州規格」を完全に使用する場合(適合モジュールA)と、その他の規格の使用や「公表された欧州規格」の部分使用の場合(適合モジュールA a)、さらに製造者の任意の第三者による確認依頼試験の場合の適合方法は、低電圧指令の場合と同様です。および…

* 指令の「基本的な要求事項」に対する適合宣言書が必要。および…

* CEマーキングを行う。

「公表された欧州規格」の例を表2に示します。

＜適合方法全般について＞

低電圧指令およびEMC指令への適合については、無線通信機に対するEMC指令の場合を除いて、全般的に言えばモジュールAの製造者の自主的な「公表された欧州規格」への適合が主となっていますが、この場合でも、製造者として適合への確認を第三者に求め、再確認をしておくのが望ましい場合があります。

EU内でEN45000を基本とし有資格として認められた試験所(Competent body)またはEU公認機関(Notified body)の試験所、またはその他の信頼のおける試験所〔例えば、国際的なIECEEのCB試験所(低電圧指令の場合)にて、規格適合試験を受けておく方法〕があります。

JETではIECEE-CB制度に基づき、次の規格につきCB証明書発行のための試験をしていますので是非CEマーキング貼付のための確認データにご活用頂くようお勧めいたします。

IEC227, IEC245(電線)、IEC335シリーズ(家電製品)、IEC598シリーズ(照明器具)、IEC950(情報技術機器)、[IEC65(音響・映像信号関連機器)…準備中]

またEMC指令関連その他EMC試験を、情報技術機器を初め多岐に亘って実施しておりますので是非ご利用下さい。

表1 低電圧指令73/23/EEC、93/68/EEC
(CEマーキング付きの実施日: 1997年1月1日)

EU/EC Official Journalに公表された欧州規格の例	旧規格による販売期限	新規格の実施日の期限
EN60950-1992 (情報技術機器)	2000年3月1日	—
EN60950修正1および2-1993		1995年3月1日
EN60335(家電機器)		
HD196.36(IEC65整合)-1989	1998年9月15日	
EN60065-1993 (音響・映像機器)		1995年9月16日

「公表された欧州規格の例」

表2 EMC指令89/336/EEC、92/31/EEC、93/68/EEC、実施日: 1996年1月1日) 「公表された欧州規格の例」(1997年3月時点)

EU/EC Official Journalに公表された欧州規格の例	新規格の実施日の期限	IEC,CISPRとの関連性
【エミッション】<低周波> EN60555-2 1987(高調波) EN61000-3-2 1995(高調波) EN60555-3及び修正1 1991(フランクチュエイション) EN61000-3-3 1995(フランクチュエイション) <高周波> EN50081-1 1992(共通) EN50081-2 1993(共通) EN55011 1991(ISM) EN55013 1989採用1990(受信機) EN55013修正12 1994 EN55014 1993(モータ、熱、家庭用) EN55015 1993(照明機器) EN55022 1994(TTE) EN55022修正1 1995 EN60521 1995	2001年1月1日 1992年10月1日 2001年1月1日 1992年12月31日 1994年3月1日 1991年9月15日 1989年9月1日 1998年12月31日 1995年12月31日 1998年1月1日 1998年12月31日 1996年4月1日 1995年7月15日	CISPR11-90ed2M CISPR13-75+A1 CISPR13-90ed2+A1 CISPR14-93ed3 CISPR15-92ed4 CISPR22-93ed2 CISPR22-93A1 IEC521-88ed2
【イミュニティ】 EN50082-1 1992(居住、商用、軽工業地)(共通) EN50082-2 1995(工業用地)(共通) EN55020 1994(受信機) EN55104 1995(家庭用工具) EN60601-1-2 1993(医用電気機器)	1993年12月31日 1996年3月15日 1998年12月31日 2001年1月1日 1997年12月31日 1998年6月14日より 93/42/EECを適用する	CISPR20-90ed2*A1 IEC601-1-2-93

最新情報シリーズ

技術基準国際整合化作業進

前回ご紹介した「技術基準の国際整合化への動向」に引き続き、今回はこれらの進捗状況についてご報告いたします。

これまで、延約350回に及ぶ検討委員会を開催し、その審議の中で下記に示す規格原案が集約されてきました。現在作成予定規格数は280規格であり、の中には、対応するIEC規格が存在するものと、対応するIEC規格が存在しないものがあります。前者は225規格、後者は55規格になります。その後者の55規格については、対応IEC規格が無くても、何らかの参考にできるものがある場合はそれらの内容、様式を引用して作成しています。

全体的な傾向としては、屋内外の配線に関わる電気用品、すなわち電線類、開閉器類、変圧器等の取りまとめが多少遅れています。また、汎用電気製品の中では電動工具等も同様に遅れている状況です。

これらの作成された規格原案については、今後、電気用品等規格・基準国際化委員会および電気用品調査委員会で審議され、電気用品取締法に基づく安全規格案として、通商産業省に答申される予定です。

整合対象規格

作成予定の規格数：280規格

- IEC規格あり：225規格（代表的な規格については表を参照）
- IEC規格なし：55規格

現在の作業状況

- 85小委員会にて219規格を検討
(平成8年度内に約300委員会開催)
- IEC規格なしの55規格を含む61規格の整合規格原案をJET内で作成中

JETの将来的な検討課題

- 整合規格のSマーク制度への導入
- 海外認証機関との相互認証
- 規格メンテナンスの体制づくり

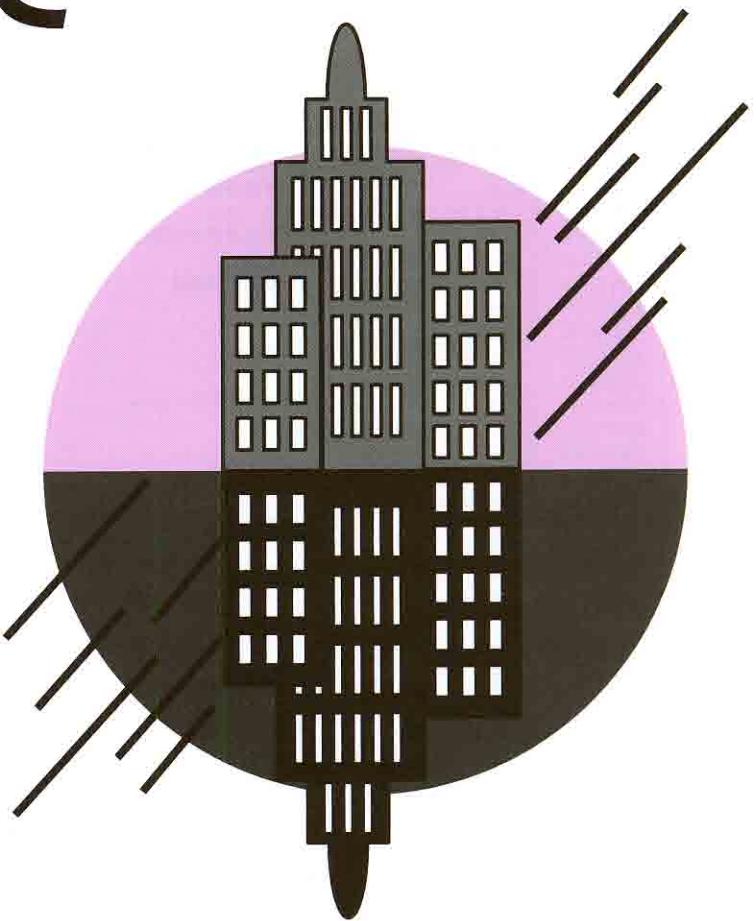
整合対象規格

規格	検討レベル	品目
227-1	2nd+Amd.1	ビニル電線共通
227-3	2nd	固定配線用シースなしケーブル
227-4	2nd	固定配線用シース付きケーブル
227-5	1st+Amd.1,2	可撓ケーブル（コード）
227-2	1st+Amd.1,2	ビニル電線試験方法
245-1	3rd	ゴム電線共通
245-3	2nd	耐火性けい素ゴム絶縁ケーブル
245-4	2nd	ゴム及び可撓ケーブル
245-6	2nd	溶接用ケーブル
245-7	1st	耐熱エチレンビニルアセテートゴム絶縁電線
245-2	2nd	ゴム電線試験方法
228	2nd+Amd.1	絶縁ケーブルの導体
228A	1st	丸形導体の寸法範囲に対する指針
332-1	3rd	電線の耐燃性試験
332-2	1st	小サイズ電線の耐燃性試験
811-1-1	2nd	ケーブルの絶縁体及びシースの試験方法
811-1-2	1st+Amd.1	熱老化試験方法
811-1-3	2nd	密度測定の方法、耐水性試験、収縮試験
811-1-4	1st+Amd.1	低温試験
811-2-1	1st+Amd.1,2	エラストマーコンパウンドの特定試験方法
811-3-1	1st+Amd.1	ビニルコンパウンドの特定試験方法
811-3-2	1st+Amd.1	加熱減量試験、熱安定性試験
811-4-1	1st+Amd.1,2	ポリエチレン及びポリプロピレンコンパウンドの試験方法

規格	検討レベル	品目
811-4-2	1st	事前処理後の伸び等
811-5-1	1st	充填用コンパウンドの試験方法
885-1	1st	電線の電気的試験方法
1386-1	FDIS	電線管通則
670	2nd+Amd.1	固定電気設備のアクセサリのエンクロージャー
269-1	2nd+Amd.1,2	低圧ヒューズ通則
269-2	2nd+Amd.1	有資格者用ヒューズ
269-2-1	1st+Amd.1,2	有資格者用ヒューズ補足
269-3	2nd	非熟練者用ヒューズ
269-3-1	1st+Amd.1	非熟練者用ヒューズ補足
127-1	1st	機器用電流ヒューズ通則
127-2	1st+Amd.1	管形ヒューズ
127-3	2nd+Amd.1	サブミニチュアヒューズ
127-4	1st	モジュラーヒューズ
691	2nd+Amd.1	温度ヒューズ
947-1	1st+Amd.1,2,3	低圧用開閉制御装置通則
947-2	2nd	低圧用遮断器
947-3	3rd+Amd.1	箱開閉器
898	2nd	屋内配線用ブレーカー
1008-1	1st+Amd.1,2	漏電遮断器通則 (過電流引き外し機構なし)
1008-2-1	1st	電源電圧に機能的に依存しない漏電遮断器（過電流保護装置なし）
1008-2-2	1st	電源電圧に機能的に依存する漏電遮断器（過電流保護装置なし）
1009-1	1st+Amd.1	漏電遮断器通則 (過電流保護装置あり)

行状況について

規格	検討レベル	品目
1009-2-1	1st	電源電圧に機能的に依存しない漏電遮断器（過電流保護装置あり）
1009-2-2	1st	電源電圧に機能的に依存する漏電遮断器（過電流保護装置あり）
947-4-1	1st+Amd.1	接触器及び始動器
998-1	1st	接続装置通則
998-2-1	1st	ねじ型端子ユニット
998-2-2	1st	ねじなし端子ユニット
998-2-3	1st	ねじ込み式ユニット
998-2-4	1st	ねじり接続器
998-2-5	1st	接続ボックス
669-1	2nd+Amd.1,2	固定配線用スイッチ通則
669-2-1	2nd+Amd.1,2	電子式スイッチ
669-2-2	1st	電磁式リモートコントロールスイッチ
669-2-3	1st	時延式スイッチ
884-1	2nd+Amd.1,2	家庭用プラグ及びソケットアットレット通則
884-2-1	1st	ヒューズ付きプラグ
884-2-2	1st	器具用コンセント
884-2-3	1st	固定式スイッチ付きコンセント
884-2-5	1st	アダプター（差込み）
309-1	2nd	コンセント 差込みプラグ
1242	1st	家庭用コードリール
83	2nd+Amd.1	プラグ及びコンセントの寸法
799	1st+Amd.1,2	コードセット
320-1	1st+Amd.1	機器用カプラー通則
320-2-1	1st	ミシン用接続器
320-2-2	1st+Amd.1	家庭電気機器用接続器
1058-1	1st+Amd.1,2	機器用スイッチ通則
1058-2-1	1st+Amd.1	コードスイッチ
1058-2-5	1st	切り替えスイッチ
238	5th+Amd.1,2	エジソンスクリューランプホルダー
400	4th+Amd.1,2	蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スターターソケット
838-1	2nd	その他のソケット
570	3rd	ライティングダクト
1534	CD	パワートラックシステム
742	1st+Amd.1	小型変圧器（固定配線用以外）
920	1st+Amd.1,2	蛍光灯用安定器
922	1st+Amd.1,2	放電灯用安定器
928	2nd	蛍光灯用電子安定器
1050	1st+Amd.1	ネオン変圧器
335-1	3rd	オゾン発生器用安定器
335-1	Amd.1	家庭機器通則
335-1	2nd+Amd.1,2,3,4,5,6	家庭機器通則
335-2-2	4th	電気掃除機
335-2-3	4th	アイロン
335-2-4	4th	電気脱水機
335-2-5	4th	電気食器洗機
335-2-6	CDV+議事録(FDIS)	電気レンジ、テーブル、オーブン
335-2-7	4th	洗濯機
335-2-8	4th	シェーバー
335-2-9	4th	トースター、グリル、ロースター
335-2-10	4th	電気床磨き機
335-2-11	4th	タンブラーードライヤー
335-2-12	4th	ウォーミングプレート
335-2-13	4th+Amd.1	フライヤー、フライパン
335-2-14	3rd	キッキンマシン
335-2-15	4th	湯沸かし器
335-2-16	3rd	ディスポーザー
335-2-21	CDV+議事録(FDIS)	電気温水器
335-2-23	FDIS	スキン & ヘアケア-
335-2-24	CDV	冷蔵庫
335-2-25	3rd+Amd.1	電子レンジ
335-2-26	3rd	時計
335-2-27	3rd	UV/IRスキントリートメント
335-2-28	3rd	ミシン
335-2-29	3rd	バッテリーチャージャー



規格	検討レベル	品目
335-2-30	3rd	ルームヒーター
335-2-31	3rd	レンジフード
335-2-32	3rd	マッサージ器
335-2-35	2nd	電気瞬間湯沸器(335-1 2nd対応)
335-2-36	3rd	業務用クッキングレンジ
335-2-37	3rd	業務用フライヤー
335-2-38	3rd	業務用グリドルグリル
335-2-39	3rd	業務用多目的なべ
335-2-40	3rd	エアコン
335-2-41	2nd	ポンプ
335-2-42	3rd	業務用オーブン
335-2-43	2nd	タオルレール
335-2-44	1st	アイロナー(335-1 2nd対応)
335-2-45	2nd	ヒーティングツール
335-2-47	2nd	業務用なべ
335-2-48	2nd	業務用グリル
335-2-49	2nd	業務用ホットカップボード
335-2-50	2nd	業務用湯せん器
335-2-51	FDIS	サーニュレーションポンプ
335-2-52	2nd	電気歯ブラシ
335-2-53	1st	サウナ(335-1 2nd対応)
335-2-54	2nd	汎用クリーニング機器
335-2-55	2nd	鑑賞魚用品
335-2-56	1st	プロジェクター(335-1 2nd対応)
335-2-57	1st	アイスクリーミングリーファー(335-1 2nd対応)
335-2-58	2nd	業務用食器洗機
335-2-59	1st	電撃殺虫器(335-1 2nd対応)
335-2-60	1st	ワールブルーバス(335-1 2nd対応)
335-2-61	1st	蓄熱式ヒーター
335-2-64	FDIS	業務用キッキンマシン
335-2-65	1st	エアクリーナー
335-2-66	1st	ウォーターベッド用ヒーター

規格	検討レベル	品目
335-2-67	1 st	業務用床磨き機
335-2-71	1 st+Amd.1	家畜用ヒーター
335-2-74	1 st	投げ込み湯沸器（可搬型）
335-2-75	1 st	自動販売機
335-2-76	FDIS	電気さく用電源装置
335-2-78	1 st	バーベキュー
335-2-81	CDV+議事録(FDIS)	足温器
335-2-82	CD+議事録(CDV)	遊戲器具
335-2-84	CD	トイレット
335-2-85	CD	ファブリックスチーマー
335-2-96	CD	電熱シート
335-2-98	CDV+議事録(FDIS)	加湿機器
967	1 st+Amd.1,2	電気毛布
342-1	2 nd+Amd.1	ファン
745-1	1 st	携帶用電動工具通則
745-2-1	1 st+Amd.1	電気ドリル
745-2-2	1 st+Amd.1	電気スクリュードライバー等
745-2-3	1 st+Amd.1	電気グラインダー等
745-2-4	1 st+Amd.1,2	電気サンダー等
745-2-5	2 nd	電気丸のこ
745-2-6	1 st+Amd.1	電動ハンマー
745-2-7	1 st	不燃性液体用スプレーガン
745-2-8	1 st+Amd.1	電気金ばさみ
745-2-9	1 st	電気タッパー
745-2-11	1 st	電気糸のこ
745-2-12	1 st+Amd.1	振動ドリル
745-2-13	1 st+Amd.1	チェーンソー
745-2-14	1 st	電気かんな
745-2-15	1 st	草刈り機等
745-2-16	1 st	タッカー
745-2-17	1 st	ルーター等
1029-1	1 st	可搬型電動工具通則
1029-2-1	1 st	丸のこ
1029-2-2	1 st	ラジアルアームソー
1029-2-3	1 st	電気かんな等
1029-2-4	1 st	ベンチグラインダー
1029-2-5	1 st	帯のこ
1029-2-6	1 st	水式ダイヤモンドドリル
1029-2-7	1 st	ダイヤモンドソー
1029-2-8	1 st	単軸垂直モルダー
1029-2-9	1 st	マイターソー
950	2 nd+Amd.1,2,3	事務用機器
65	5 th+Amd.1,2,3	電子応用機器
491	2 nd	写真機
598-1	3 rd+Amd.1	照明器具通則
598-2-1	1 st+Amd.1	定着灯器具
598-2-2	1 st+Amd.1,2	埋込型照明器具
598-2-3	2 nd	道路照明器具
598-2-4	1 st+Amd.1,2,3	移動灯器具
598-2-5	1 st+Amd.1,2	投光器
598-2-6	2 nd	変圧器内蔵照明器具
598-2-7	1 st+Amd.1,2	可搬式庭園灯器具
598-2-8	1 st+Amd.1,2	ハンドランプ
598-2-9	2 nd+Amd.1	撮影用器具
598-2-17	1 st+Amd.1,2	舞台及びスタジオ用器具
598-2-19	1 st+Amd.1	放電灯器具
598-2-20	1 st+Amd.1,2	ライティングチェーン
598-2-22	2 nd	非常灯
1195	1 st	蛍光ランプ
1199	1 st	蛍光ランプ（片口金）
968	1 st+Amd.1	蛍光ランプ（安定器内蔵）
155	4 th+Amd.1	蛍光灯用スタータ
432-1	1 st+Amd.1	白熱電球

規格	検討レベル	品目
ISO8528-8	1 st	携帯発電機
974-1	1 st	アーク溶接機の安全規格
974-11	1 st	電極ホルダー
974-12	1 st	溶接ケーブルの結合装置
730-1	2 nd+Amd.1	自動制御器通則
730-2-1	1 st	家電機器用制御装置
730-2-2	1 st+Amd.1	サーマルモータプロテクタ
730-2-3	1 st+Amd.1	蛍光灯用安定器用サーマルプロテクタ
730-2-4	1 st+Amd.1	コンプレッサー用サーマルプロテクタ
730-2-6	1 st+Amd.1	圧力スイッチ
730-2-7	1 st+Amd.1	タイマタイムスイッチ
730-2-9	1 st+Amd.1,2	湿度感知コントローラ
730-2-10	1 st+Amd.1	モーター用始動リレー
730-2-11	1 st+Amd.1	エネルギーレギュレタ
730-2-12	1 st+Amd.1	電気動作ドアロック
730-2-13	1 st	温度感知式コントローラー
730-2-14	1 st	アクチュエーター
730-2-15	1 st	ボイラー機器用のフロートスイッチ
730-2-16	1 st	フロートスイッチ

☆お問合せ先：技術規格部

TEL 03-3466-9241

FAX 03-3466-5288

担当：佐藤、藤倉

JETの海外活動

JETでは毎年、海外協力事業の一環として、海外からの研修者の受け入れ及び海外への専門家の派遣を行っております。

海外交流は貿易立国である日本にとって大変重要な課題であり、今後も積極的に取り組んでいくこととしています。

なお、平成8年度における活動状況は次の通りです。

海外からの研修者の受け入れ

期 間	研 修 者	依頼元	研修テーマ
6/6	台湾政府関係職員 8名	交流協会	電気用品取締法
8/27-9/9	フィリピン	JICA	照明器具試験
10/22-10/23	フィリピン	JICA	配線器具試験
10/25-11/8	中国、サウジアラビア、タイ タンザニア、ウルグアイ、フィリピン	JICA	家庭用電気製品検査コース
11/6	13カ国	JICA	品質管理シニアセミナーコース



海外への専門家の派遣

期 間	派 遣 先	目 的
7/28-8/11	中国、タイ	JICA帰国研修員フォローアップチーム
9/23-12/24	マレーシア	電気試験技術の指導
10/1-10/11	サウジアラビア	JICA第三国研修調査団
12/15-12/24	フィリピン	工業標準化・電気試験技術の指導

中国のCCEE、CCICと協定締結

この度JETでは、中国のCCEE（中国電工產品認証委員会）と一般協定に関する協定の締結を行いました。

協定は工場調査に関する協力も含まれており、今後、JETによる日本メーカーの工場調査の実施に向けて具体化を進めております。

また、CCIC（中国進出口商品検査総公司）とS-JET認証の工場調査に関する協定の締結を行いました。

深圳周辺の経済特区を中心に事業を展開している日系企業にとっては、CCICの検査センターがJETの代行機関として工場調査を実施することにより、時間と経費

が節約できることとなります。

さらに、C E A R I (中国家用電器研究所) とは家庭用電気製品 (IEC規格335) の分野のもと製品試験に関する協定の締結を行ないました。これにより、CCEE認証取得ための申請及び製品試験が当所で実施できることとなりました。



J E T 認証サービスの現状

J E T 認証サービスに係る海外認証機関との提携

J E T 認証サービスの開始から1年以上経過し、市場にもJETのマークを表示した製品が数多く見られるようになりました。この間、多くの試験を行い、また数多くの工場の調査を行って、認証件数はすでに2,800件（追加他を含めると5,000件以上）を超えております（平成9年3月現在）。また、海外の日系工場や現地の工場を登録工場とした認証申込も増えてきました。

以下にこれらの状況についてご紹介します。

■製品について

上記の約2,800件の認証製品の内訳を中分類（工場調査分類）で示すと次のようになります。

金属製電線管類(21)、金属製電線管類付属品(23)、合成樹脂製電線管類(24)、合成樹脂製電線管類付属品(25)、接続器類(43)、小形単相変圧器(61)、小形交流電動機(71)、電熱器具(81)、電動力応用器具(91)、光源応用器具(92)、電子応用器具(93)、情報事務用器具(94)、医療用器具(95)、電動工具(96)、その他の器具(98)

なお、小分類（品目別分類）では180品目を数えますが、その詳細は割愛させて頂きます。

これらの多くは、平成7年7月1日に甲種より乙種に移行した117品目の製品ですが、「コンセント」および「家庭用電位治療器」など甲種の製品や、現在ちょっとした話題を呼んでいる「生ゴミ処理機」など、電気用品取締法（以下「法」という）の対象外の製品も含まれています。

現在乙種電気用品は333品目で、この中には名前だけで生産数の少ないものもありますが、皆さまの頭の中にすぐ浮かぶ製品は、ほとんど出揃っており、J E T 認証サービス開始時に比べると、法以外の製品のお申し込みが少しずつ増えている状況です。

■適用規格・基準について

適用規格・基準は法の技術基準（省令1項、省令2項）が大半を占めていますが、法の範疇外の製品に対

しては、J I S 規格やI E C 規格を適用して認証したものもあります。

もちろん、法の範疇内の製品に対しては技術基準を適用して認証を行っております。

■登録工場及び工場調査について

現在、国内外約1,200工場ほどがJ E T 認証サービスの登録工場になっております。

その大半は国内にある工場ですが、海外の工場も中国の60工場を筆頭に台湾、韓国、タイ、マレーシア、遠くはポルトガルやブラジルを含め、既に26カ国210工場ほどが登録されています。

■海外認証機関との提携

J E T 認証サービスの登録工場は日系の海外工場を含め、今後も著しい伸びが予想されます。このためJ E T では海外に登録工場をお持ちになるお申込者のご負担が軽くなるよう、次のような海外機関と提携しておりますので、詳細についてはお気軽にお問い合わせ下さい。

C C I C （中国）、S I R I M （マレーシア）、B C I Q 、TERTEC（台湾）、K A I T E C H - K T L 、K E T I （韓国）、V D E 、T Ü V P / S （ドイツ）、U L （米国）、I M Q （イタリア）、S E M K O （スウェーデン）、F I M K O （フィンランド）、L C I E （フランス）等

☆お問合せ先：お客様サービス部

TEL 03-3466-5183
FAX 03-3481-5254

担当：早船

商品テスト情報

一般誌でも盛んな『商品テスト』情報の掲載

今回からこのコーナーでは、こういった専門誌をはじめ、家電製品の『商品テスト』を掲載している各種情報誌をピックアップして紹介します。



今日“消費者運動”といわれる活動は、日本でも
欧米並みに多岐にわたって展開されてきている。
新聞、テレビといったマスメディアでの扱いも盛
んだが、『商品テスト』といった面になると、や
はり“暮らしの専門誌”的な独壇場だ。メーカー等
の広告を掲載せずに、徹底した商品比較・テスト
を実施し、特集している。

- 『たしかな目』(A4判・定価450円)／国民生活センター発行
'97年5月号のトップ記事は『使いこなせるくふうはあるの?
吸引仕事率500w台の、ハイパワー掃除機』。国内外の9メー
カーナーの製品を、安全性、吸い取り性能、使用性といった多様な側
面からテスト、比較している。こちらも12項の特集。



- 月刊・消費者(B5判・定価450円)／(財)日本消費者協会発行
'96年12月号では、『今月の商品テスト』として“ラジオ付ライト”を特集。8銘柄をテストして、使い勝手中心に安全性など12項にわたって掲載している。



- 国民生活（A5判・定価500円）／国民生活センター発行
“消費者問題の総合誌”とサブタイトルがあるように、こちらは消費者側からの様々な問題が多岐にわたって取り上げられている。「商品テスト」の連載もあり、「97年4月号では電気ジャーポット、電気ホットカーペット、携帯ラジオなどの家電製品をはじめ、各種商品テストの掲載誌を網羅、その内容を抜粋している。

「今なぜ“IEC”なのか」

—知っておきたい各委員会の現況—

① IECの歴史と背景

IECとは国際電気標準会議（原意は国際電気技術委員会に近いが、日本では一般にこのように称している）のこと、1904年（明治37年）に各國政府代表により設立が決議され、1906年（明治39年）日本も参加したロンドン大会の準備会議を以て、1908年（明治41年）正式に発足しました。IECはスイス民法60条等に従つた社団法人であり非政府組織です。

IECの目的は、各国の電気および電子技術に関する標準について国際協力を促し、各国間の調整と統一を図ることにあり、その目的を達成するために、各国間の意見の一致を見た案件を国際規格として発行しています。そして、これらの規格は各国の国内事情が許す限り、国内規格の作成に使用することが求められています。

日本ではIEC設立以来、戦前までは（社）電気学会電気工芸委員会が代表として加盟していました。そして1949年（昭和24年）の工業標準化法の制定を機に設立された日本工業標準調査会が、1953年（昭和28年）に改めてIECに加盟し、以後日本国内における組織的な対応を行つて来ました。具体的には、その傘下の各国内委員会がそれぞれ精力的な活動を行つて来ましたし、一部の輸出産業も製品認証の観点からIEC規格の検討を続けてきましたが、従来は必ずしも産業界全体の関心事とはなつていませんでした。

しかし、最近はIECに対する認識が高まりつつあり、また、その重要性も増して来ております。その理由としては、大きく次の3つが挙げられます。

①WTO（世界貿易機構）のTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）の締結により、原則として各國は国際規格（この場合IEC）の採用が義務付けられました。このため、日本の国内規格・基準の整合化を促進する必要性が生じました。

特に電気用品取締法技術基準、JIS規格は、IEC規格の採用もしくは整合化が、重要な課題であり、現在関係機関・団体でその作業が進められています。JETにおいても政府委託事業として、技術基準のIEC整合化作業を進めているところです。

これらの規格・基準は近い将来、製品認証の基礎として使用されることになります。

②EU（欧州連合）の低電圧指令に基づくCEマーキング表示については、EN規格（prEN規格、調和文書も含む）に準拠しています。そしてその制定を行っているCENELEC（欧州電気標準化委員会）とIECとの密接な相互依存関係から、IEC規格の動向がとりわけ重要になってきています。

③IEC規格をその国の規格（国家、民間を問わず）として採用、もしくは整合させる国が増加しています。これは東南アジアの国々で顕著ですがアメリカ（UL）、カナダ（CSA）においても整合化の動きが加速されています。

このような内外の情勢の中で、JETは長年に亘る技術的蓄積、経験と中立的立場から、多くのIEC技術委員会（TC/SC）の国内委員会の中核メンバーとして参加するとともに、また、各地で開催される国際会議には日本を代表して参画し、IEC規格の制定にも貢献しています。ここでは、それらの技術委員会のうちで特に影響が大きい、3つの技術委員会（TC61、TC74、TC92）の最近の動きを紹介します。

② TC61（技術委員会）の動き

1. TC61の作業範囲

TC61は「家庭用及び類似の電気機器の安全（Safety of household and similar electrical appliances）」規格を作成するための技術委員会です。しかし最近、既存の他の技術委員会で、扱わない機器をTC61で扱うようになってきたため、その範囲が非常に幅広くなっています。TC61の下部には現在SC61B（電子レンジ）、SC61C（冷蔵・冷凍機器）、SC61D（空調関係）、SC61E（業務用厨房機器）、SC61F（電動工具）、SC61H（農場、牧畜、水産用機器）、SC61J（工業用クリーナー）の7分科委員会があり、それぞれ安全規格を作成しています。そしてTC61は上記SCの扱っていない機器（例えば洗濯機、乾燥機、扇風機、調理機器、暖房機、アイロン、湯沸かし器等の家電機器に加え、ポンプ、電気時計、スライド・プロジェクター、ガレージドア、サウナ等）の安全規格の作成の他、傘下SCから提起された課題の調整、IEC中央事務局、上部機関、他のTCとの折衝なども行っています。

2. TC61の主要課題（傘下SCも含む）

①IEC335-1第3版（1991）への個別規格の整合化

1992年から作業を開始し、全個別規格のうち約3分の2の規格について整合化が完了しました。残りの規格についても作業を継続しています。

②絶縁距離に関する要求の全面改訂

絶縁協調に関する規格IEC664-1を、共通規格IEC335-1に採用する作業を1994年に開始し、昨年11月に第2回CD（委員会原案）が発行されました。これは本年6月に開催されるTC61会議で審議され、CDV（投票付委員会原案）になることが予想されています。

この採用により、空間および沿面距離に関する要求が大幅に変更されることになります。また過渡的過電圧（Transient overvoltage）試験の導入により、それに合格すれば規定値以下の距離も認められることになります。

一方、この作業と平行して個別規格に新絶縁距離要求を導入する作業も開始されます。

③安全に係る電子回路の要求の検討

IEC335-1関係の機器に使われている「安全に係る電子回路についての要求」を含む改訂の作業が、1995年から開始されました。この作業はEMCの影響、ソフトウェアの安全機能の働きも対象にしています。

これを扱うのは新設されたWG23で、中央事務局及びTC61委員長の強い要請によりJET職員が主査を務めています。

③ TC74（技術委員会）の動き

1. TC74の作業範囲

TC74は、「情報技術装置の安全及びエネルギー効率（Safety and energy efficiency of information technology equipment）」規格を作成するための技術委員会です。その取扱品目は、会計機、簿記システム、計算機、キャッシュレジスター、コピー機、データ回線終端機器、データ作成装置、データ処理装置、データ端末機器、口述録音機、シミュレーター、臍写機、電動式プロッター、イレーザ

一、モデム、金銭処理機、電動ファイルシステム、PABX、紙揃え機、紙テープ読取装置、さん孔装置、紙仕上げ機、鉛筆削り、パソコン用コンピュータ、プリンター、POS端末、郵便料金会計器、ステープラー、留守番電話、ファクシミリ、キーテレフォンシステム、磁気テープ装置、郵便物処理機械、マイクロ写真用事務機、電話機、レプレプリンタ、ワードプロセッサー、タイプライタ、ディスプレイユニット等です。

2.TC74の主要課題

①漏洩電流

IEC990「タッチ電流および保護導体電流の測定方法」を改正中です。これに関連してIEC990の要求事項の修正を検討しています。

②絶縁距離

IEC664-1「低電圧系統内機器の絶縁協調－原理、要求事項及び試験」を一層活用してIEC950の要求事項の修正を検討しています。

③通信装置

- ・リモートファーディングされる通信端末についての検討
- ・IECガイド105「電気通信網に接続する装置の安全性に関する原則」改訂案検討
- ・複数の通信線に接続された通信端末からの漏洩電流の積算電流に関する検討
- ・壁掛け型装置の落下時の危険防止に関する検討
- ・受話器からの音響衝撃に関する検討
- ・ケーブルおよびアンテナ接続装置に対する要求事項の作成

④新しい問題

エネルギー効率：新作業に対する各国意見の検討

⑤今後の問題

情報技術装置とエンターテイメント装置の機能の融合から、IEC950とIEC65の安全要求事項の整合性を検討する必要性が生じており、当面の課題としては絶縁距離の整合化を、長期的には統合規格を検討するようACOSより示唆されています。そのためにTC74とTC92の合同WGの設定が必要になっており、さらに2つの専門委員会を融合したり、「マルチメディア」装置の安全性に責任を有する新しい専門委員会が設立されるような動きもあり、この問題については、現在ACOSが検討しています。

4 TC92（技術委員会）の動き

TC92は「音響・映像信号を処理する電子機器の安全性」に関する安全規格を作成している委員会で、IEC65「家庭用および類似の一般使用のための電源動作による電子機器の安全要求」と、IEC491「写真用電子フラッシュ装置の安全要求」を取り扱っています。

TC12（無線通信）の中のSC12B（安全性）がTC92の前身で、永い間SC12Bで審議されていましたが、1990年に独立しTC92となりました。

ラジオ、テレビ受信機およびこれらの機器に接続される電子機器、ならびに写真用フラッシュ等を主たる対象機器として、安全規格の作成を行ってきましたが、電子機器の多様化の動向もあり、TC92として独立の後、次のとおり全面的にIEC65を見直し、改訂することになりました。これがIEC65第6版の作成開始です。

- ①対象機器の見直しと拡大。
- ②安全要求レベルの見直し。
- ③他の類似使用の機器の安全規格との整合化。
- ④機器に使用する部品に対する安全要求は、できる限り部品に対する安全要求を充実させてそのまま導入。
- ⑤基本的な安全特性、安全に関する試験法の規格は、できる限り、そのまま導入。

上記の内容を含むIEC65の第6版の案は、現在最終案として各国の意見を集めて、それを審議している段階です。内容をもう少し詳しく説明すると、次の通りです。

第6版の案の規格のタイトルは「音響・映像及び類似の電子機器の安全要求」(Audio, Video and Similar Electronic Apparatus safety requirements)であり、主な改訂内容は～

- ①対象機器：
 - *家庭用に限らず産業用も含む（≤250V単相又は直流≤433V、その他）
 - *電源に直接、間接的に接続される機器、さらにバッテリ使用機器にも可能な限り適用できるよう考慮した。
- ②難燃性の要求を強化した。
- ③情報技術機器に対する安全規格IEC950と、家電機器に対する安全規格IEC335とに可能な限り整合するよう考慮した。
(特にIEC950との相互の整合化をIEC950を扱うTC74と協調して今後も推進し、できるだけ将来は一本化が図れるよう配慮もしている)
- ④ホトカプラ、コンデンサ、抵抗、スイッチ、ヒューズ、コード、トランスなど、部品の委員会に安全要求の強化を要請し、出来る限りその規格をそのまま導入する。

- ⑤絶縁特性、外郭の保護レベル、燃焼試験、材料試験等の基本的な安全特性や試験法をできる限りその規格のまま導入する。

などであり、第6版はこのまま順調に進行すれば、1998年末頃に刊行される見込みです。

なお、審議に時間を要するため、第6版の案に間に合わない事項について、第6版の修正1となる審議も現在並行して行われている状況です。IEC491の方は5年毎の見直しが約2年後にあるので、この更新の要否はこの時点で考慮されるものと考えられます。

IEC規格番号の変更

これまでのIEC、ISO規格番号はそれぞれの機関が独自に付与していました。しかし、IECとISOの間でこの程合意があり、單一番号付与方式が採用されることになりました。これによれば…

1~59999 ISO規格

60000~79999 IEC規格

具体的には…

IEC335-1→IEC60335-1

IEC65→IEC60065

IEC950→IEC60950 となります。

この新番号は新規格、新版の発行、再印刷等の時から実施されます。一方CISPRも現在独自の番号付を行っていますが、同様にこの方式に移行する見込みです。ただし、具体的な番号についてはまだ明確になっていません。

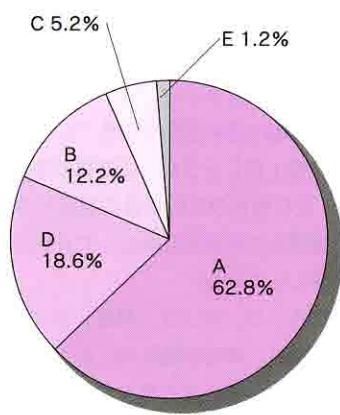
(平成8年12月13日付IEC連絡文書02/970/A.Cによる)

●読者アンケート

JETでは本紙（ジェットリポート）創刊号発送の際に、アンケートを同封させていただきました。ここでは、現在までにいただいたこのアンケートの回答を集計し、発表させていただきます。

アンケート
項目1

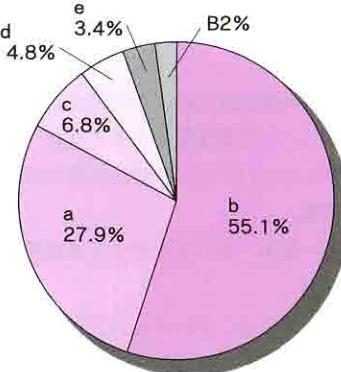
「電気製品の第三者認証について」	
A.既に取得済み	108件 62.8%
B.これから取得する予定	21件 12.2%
C.必要ない	9件 5.2%
D.詳しい情報提供を希望する	32件 18.6%
E.情報不要	2件 1.2%



アンケート
項目3

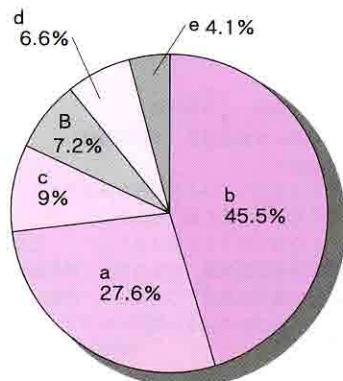
「日本国内の電気製品に関する規格基準の見直し、改訂状況、今後の動向に関する情報」	
A.必要	144件 98%

その内訳	
a.必要な情報は入手している	41件 27.9%
b.必要な情報が入手できず困ることがある	81件 55.1%
c.情報がまったく入らない	10件 6.8%
d.どこに問い合わせればよいのか分からぬ	7件 4.8%
e.その他	5件 3.4%
B.不必要	3件 2%



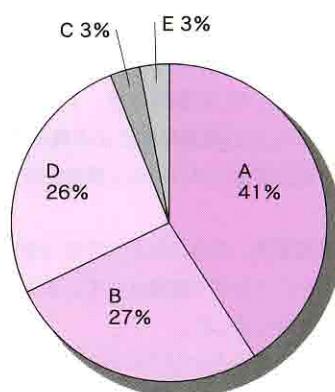
アンケート
項目2

「IEC(国際規格) 関係の情報」	
A.必要	155件 92.8%
その内訳	
a必要な情報は入手している	46件 27.6%
b必要な情報が入手できず困ことがある	76件 45.5%
c情報がまったく入らない	15件 9%
dどこに問い合わせればよいか分からぬ	11件 6.6%
eその他	7件 4.1%
B.不必要	12件 7.2%



アンケート
項目4

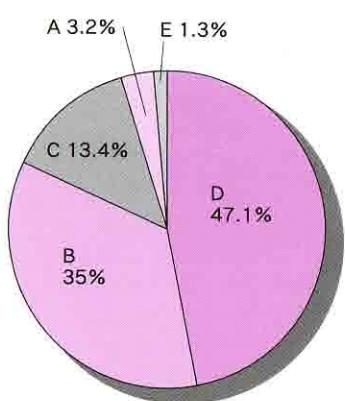
「ISO9000について」	
A.既に取得済み	66件 41%
B.これから取得する予定	45件 27%
C.不要	5件 3%
D.情報を希望する	43件 26%
E.情報不要	4件 3%



アンケート
項目5

「ISO14000について」

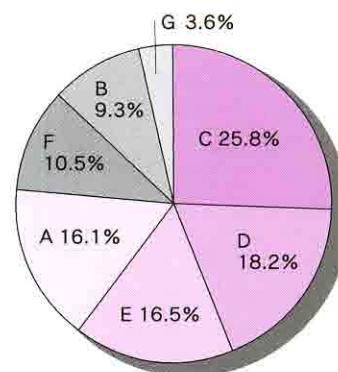
A.既に取得済み	5件	3.2%
B.これから取得する予定	55件	35%
C.不要	21件	13.4%
D.情報を希望する	74件	47.1%
E.情報不要	2件	1.3%



アンケート
項目6

「本誌の記事で関心を持たれた
項目と内容に関するご意見・ご
要望をお聞かせ下さい。」

A.JET認証でビジネスが変わる	40件	16.1%
B.戦後50年にみる家電の安全の歴史	23件	9.3%
C.技術基準の国際整合化への動向	64件	25.8%
D.IEC規格および外国規格による試験業務	45件	18.2%
E.注目のISO9000シリーズ	41件	16.5%
F.世界8機関と協定締結	26件	10.5%
G.JETの紹介	9件	3.6%



ご意見・ご要望

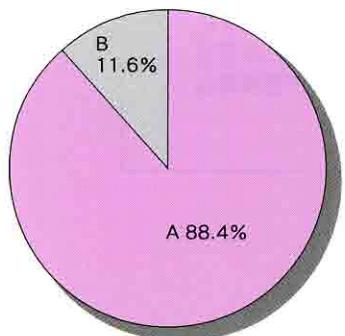
- ・IEC-J関係の情報提供（国際整合化作業過程の特集記事）
(小委員会レベルの動向)
- ・IEC規格についての情報が入手したい
- ・JET認証制度の改正、運用情報のリアルタイムな情報の提供
- ・CB証明書/CEマーキング
- ・多機関と協定締結のメリット
- ・各海外機関とJETの関係について
- ・外国認証の申請代行

- ・ISO14000
- ・ISO9000（他社の実績事例等）
- ・Q&Aコーナーの設置
- ・規格、基準値などの解決集
- ・非常に良いので、社員教育に使用

アンケート
項目7

「JETは皆様のご要望に応じて、～

A.提供を希望する	114件	88.4%
B.不要	15件	11.6%



ご意見・ご要望

- ・JETが提供できる情報の内容（無料又は格安で、又は認証取得済み者に、割引料金を設ける）
- ・IEC規格の動向及び情報提供
- ・インターネット（パソコン通信）によるリアルタイムな情報提供のシステムの構築化
- ・VDE、SEMKO、KEMAの最新の動向及び資料
- ・CB関係の動向
- ・海外規格の和文の販売及び案内
- ・JET沿革の英語版の発行
- ・国内外の安全性に関する資料
- ・業務効率のあるアイデアに富んだサービスの提供
- ・法規制の著しい地域等の情報
- ・第三者認証の動向の実態（東欧、中国）
- ・UL規格
- ・特集記事を設ける
- ・工場調査における問題点（具体例）
- ・PL事故情報
- ・第三者認証取得製品リスト

編集後記

- 創刊号につづく第2号ということで、力の入り過ぎ…？ 発刊が予定よりも遅れました。第3号で取り戻しますのでよろしくお願い申しあげます。(I)
- 予想を超えるアンケートの返信をいただきました。所内で慎重に分析を行ない、編集に反映させていきたいと考えています。
(Y)
- 発行以来、さまざまなお問い合わせをいただき、反応の大きさにびっくりさせられました。これからも、ご質問、ご意見等なんでも構いませんのでご投稿ください。(O)